

宇城市公告第45号

公

告

このたび、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、宇城市の一部の地域を受益地とする県営戸馳地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、この旨公告し、下記のとおり掲示及び縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和7年（2025年）7月4日

（県営戸馳地区土地改良事業（区画整理）施行申請人）

宇城市長 末松 直洋



記

- 1 掲示する書類の名称
令和7年（2025年）7月4日付け熊本県公告第413号の写し
- 2 掲示期間
令和7年（2025年）7月4日から令和7年（2025年）8月4日まで
- 3 掲示場所
宇城市役所掲示板
- 4 縦覧に供する書類の名称
県営戸馳地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 5 縦覧期間
令和7年（2025年）7月7日から令和7年（2025年）8月4日まで
- 6 縦覧場所
宇城市役所 1階 国営事業推進課執務室